

# 兵庫県公報

令和8年6月2日 火曜日 第724号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示		ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	.....	2
○ 同 上（同）	.....	2
○ 同 上（同）	.....	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	.....	3
○ 同 上（同）	.....	3
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	4
○ 保安林の指定（治山課）	.....	5
○ 同 上（同）	.....	5
○ 同 上（同）	.....	5
○ 同 上（同）	.....	6
○ 同 上（同）	.....	6
○ 同 上（同）	.....	7
○ 同 上（同）	.....	7
○ 同 上（同）	.....	7
○ 同 上（同）	.....	8
○ 同 上（同）	.....	8
○ 同 上（同）	.....	9
○ 同 上（同）	.....	9
○ 同 上（同）	.....	10
○ 同 上（同）	.....	10
○ 同 上（同）	.....	10
○ 同 上（同）	.....	11
○ 同 上（同）	.....	11
○ 同 上（同）	.....	12
○ 同 上（同）	.....	12
○ 同 上（同）	.....	12
○ 同 上（同）	.....	13
○ 同 上（同）	.....	13
○ 保安林の指定予定（同）	.....	14
○ 同 上（同）	.....	14
○ 保安林の指定の解除予定（同）	.....	14
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	.....	15
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	.....	16
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	.....	17
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	.....	17
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	.....	17
○ 同 上（丹波県民局）	.....	18
○ 同 上（同）	.....	18
公 告		
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	.....	18
○ 同 上（同）	.....	19
○ 建築士法による二級建築士免許の取消し（建築指導課）	.....	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	.....	21

病院局告示

- 指定公金事務取扱者の指定 ..... 21

選挙管理委員会告示

- 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出 ..... 22
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出 ..... 29

警察本部公告

- 入札公告 ..... 29
- 落札者等の公示 ..... 32

正 誤

- 令和6年8月27日付け兵庫県公報第544号中 ..... 32

告 示

兵庫県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

甘地土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	岡本孝洋	神崎郡市川町近平386番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	藤末康男	神崎郡市川町小谷112番地



兵庫県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

御津西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	濱久一	たつの市御津町岩見88番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	香川隆信	たつの市御津町岩見807番地



兵庫県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

小川中央土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	服部英昭	丹波市山南町山崎28番地

同	村 上 雅 雄	同	市山南町村森144番地 1
同	足 立 利 光	同	市山南町村森179番地 1
同	大 垣 博 靖	同	市山南町村森177番地 1
同	黒 田 高 弘	同	市山南町村森1211番地
同	廣 瀬 和 政	同	市山南町井原375番地
同	深 田 行 茂	同	市山南町井原386番地 7
同	廣 瀬 秀 樹	同	市山南町井原373番地 1
同	後 藤 英 之	同	市山南町井原134番地 1
同	笹 倉 範 久	同	市山南町奥186番地
同	藤 原 常 夫	同	市山南町西谷215番地
同	横 山 芳 貢	同	市山南町奥 2 番地
同	酒 井 敏 宏	同	市山南町岩屋237番地
同	依 藤 浩 幸	同	市山南町岩屋328番地
同	山 田 融	同	市山南町野坂44番地 5
監 事	藤 本 和 正	同	市山南町村森109番地
同	和 田 輝 政	同	市山南町岩屋151番地
同	依 藤 景 三	同	市山南町野坂127番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

服 部 英 昭

大 垣 則 男

村 上 雅 雄

大 垣 博 靖

深 田 行 茂

廣 瀬 秀 樹

後 藤 英 之

足 立 昭 敏

足 立 雄 造

藤 原 常 夫

酒 井 敏 宏

宇治本 吉 保

難 波 利 行

藤 本 和 正

後 藤 直 己

依 藤 浩 幸

住 所

丹波市山南町山崎28番地

同 市山南町村森83番地 2

同 市山南町村森144番地 1

同 市山南町村森177番地 1

同 市山南町井原386番地 7

同 市山南町井原373番地 1

同 市山南町井原134番地 1

同 市山南町奥124番地 1

同 市山南町奥146番地

同 市山南町西谷215番地

同 市山南町岩屋237番地

同 市山南町岩屋287番地

同 市山南町野坂213番地 7

同 市山南町村森109番地

同 市山南町井原461番地 1

同 市山南町岩屋328番地

兵庫県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
五ヶ井土地改良区	令和8年4月14日

兵庫県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
加古川市東部土地改良区	令和8年4月16日



兵庫県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
金会土地改良区	令和8年4月16日



兵庫県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
別所土地改良区	令和8年4月16日



兵庫県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
栗栖土地改良区	令和8年4月14日



兵庫県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
小宅統合土地改良区	令和8年4月14日



兵庫県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
南淡南部土地改良区	令和8年4月14日



**兵庫県告示第533号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町伊角字柿平1135の1、1135の5、1138
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第534号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町伊角字大宮谷1146
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第535号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町熊谷字橋ヶ谷山1534
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第536号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町熊谷字川竹原山1526
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第537号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町井土字黒坂奥1537、1538、1540、宇高手山1569、1570
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第538号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町竹田字所谷1282の1、1283、字上中1516、1517の1、1517の2、1518、1520、1521、1521の1、1522、1524、1527の1、1527の3、1530の1、1531の1、1537、1539、1539の1、1539の2、1540、1540の1、1543の4、字西ヶ谷1727の1、1728の1、1732の1、1734の1、1734の2、1737、1737の1、1737の2、1738、1740から1742まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第539号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町塩山字笹尾648の60、648の71、648の75、648の82、648の87

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第540号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町塩山字笹尾585の1、612、626の1、648の7、648の10、648の21、648の33、648の38、648の39
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第541号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町伊角字譲り葉1151、1152、字栃山1154の1、1154の3
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第542号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町春来字山田1622の1、1622の2、1622の6、1622の11、1622の20、1622の25、1622の28、1622の32、1622の38
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第543号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町春来字尾崎176の1、176の2、176の16、176の18、199、199の1、208から210まで、210の1、215の1、215の2、222の1、222の2、字下蛇ヌケ273の1、273の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第544号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町前字滝谷1249、1252、1258の1、1258の2、1264の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第545号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町多子字ワズ谷964の2、字コナゴ1012の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第546号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町湯字後山1641の7、1641の17から1641の25まで、1641の29、1641の34、1641の36から1641の39まで、1641の41
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第547号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町千谷字西山1167の2、1176の14、1176の19、1179、1183、1185、1185の1、1186の1、1187の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第548号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町千谷字南谷1196、1197、1198の2、1211、1215、1218、1219、1228の2、1232、1234の2、1236、1245

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第549号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町竹田字川面640、642の2、645の1、648、653、654、654の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第550号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町竹田字西ケ谷1706、1707、1709、1712、1714、1746、1748、1752、1753、1753の1、1757、1761、1763、1764、字プロ谷1848、1855、1858、1858の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第551号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町竹田字クヅレ788から790まで、791の1、792から794まで、795の1、796、797、字登り尾834、840、847から850まで、852、853、853の1、854から858まで、858の1、859、861の1、866、866の1、867、868、869の1から869の4まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第552号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町塩山字峠ノ下タ1220、1222、1224、1225、1226の4、1226の8、1226の12、1226の17、1226

の20、1226の28、1226の30、字尻栗1243、1263の2、1264、1266の8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第553号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町塩山字川原345、字丸山533の3、533の4、540、541の2、547、550、556、568の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第554号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町塩山字キリガイゴ806

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第555号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町伊角字神田1156の2、1157の1、字本田1158の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第556号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町古市字三谷山1 (次の図に示す部分に限る。)、1の3、1の7、124から130まで、132から134まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第557号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所

美方郡新温泉町岸田字下肥前畑3834の11（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第558号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友金属鉱山株式会社播磨事業所

加古郡播磨町宮西346番地の4

所長 大石 貴雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社播磨事業所

加古郡播磨町宮西346番地の4

(3) 特定施設に関する事項

種 類	27号イ ろ過施設 (No. 1 ~No. 12)	27号イ ろ過施設 (No. 13)			
能 力	400L/分	8 L/分			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時に おいて当該特定施 設から排出される 汚水等の汚染状態 の通常 の値及び最 大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	9~13	9~13	0~12	0~12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	8~15	8~15	0.5未満	0.5
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	1未満	1
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	30,000	50,000	0.1	0.1
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	1	2.5	0.1	0.1
	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	1	1	0.1未満	0.1
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	30,000	50,000	—	—
使用時に おいて当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	48.8/基	61.0/基	20	20	

備考 特定施設の設置に伴い、他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年6月2日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課



兵庫県告示第559号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和8年6月2日から2週間、兵庫県土木部道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類	路線名	区 間	指定の部分	備考
一般県道	黒石三田線	三田市駅前町74番8から 同 市駅前町495番3まで	下り線	



**兵庫県告示第560号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地 番
桃島(2)	豊岡市		城崎町桃島	大 滝 杵ケ滝  ツブテ石	124番の一部、128番1の一部、128番2 133番1の一部、140番1の一部、140番23の一部、140番24、140番25の一部、141番の一部、145番1の一部、145番3から145番6まで、146番5、146番6の一部、146番10の一部、146番11 149番8、149番9、149番13、149番18、150番、150番1、151番、152番、153番の一部、154番の一部、155番1の一部、155番3から155番7まで、156番2、156番3、156番9、156番10、156番15から156番17まで、156番23、153番地内の道路敷



**兵庫県告示第561号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和8年6月2日

阪神北県民局長 小野山 正

- 重要調整池の所在地  
川西市久代一丁目53番他4筆、39番他1筆、及び49番2他4筆
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
阪急阪神不動産株式会社	大阪市北区芝田一丁目1番4号 阪急ターミナルビル内	代表取締役 福井 康樹



**兵庫県告示第562号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年6月2日



し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マーケットスクエア中山寺

所在地 宝塚市中筋五丁目1番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	田中辰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	星野浩明

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	田中辰明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷隆平

外3者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社Joshin	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	高橋徹也

外3者

4 変更年月日

令和8年4月1日

5 届出年月日

令和8年4月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年6月2日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年10月2日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるることができる。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マーケットスクエア中山寺  
 所在地 宝塚市中筋五丁目1番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	田中辰明
- 3 変更事項  
 駐輪場の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- 4 変更年月日  
 令和8年5月1日
- 5 届出年月日  
 令和8年4月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
 令和8年6月2日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和8年10月2日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号



**建築士法による二級建築士免許の取消し**

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、下記の建築士の免許を取り消したので同条第3項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第6条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 免許の取消しをした年月日  
 令和8年5月22日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名
  - (1) 川西久雄
    - ア 建築士の別  
 二級建築士
    - イ 登録番号  
 兵庫県知事登録第上郡66号
    - ウ 免許の取消しの理由  
 法第9条第1項第2号に該当するため。
  - (2) 石田隆三
    - ア 建築士の別  
 二級建築士
    - イ 登録番号  
 兵庫県知事登録第5408号
    - ウ 免許の取消しの理由  
 法第9条第1項第2号に該当するため。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年6月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市池之内字家ノ下1014番、1015番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
奈良県奈良市大森町47番地の3  
小山株式会社 代表取締役 小山智士
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和8年4月15日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-20-2号(7相生)

**病院局告示**

**兵庫県病院局告示第1号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の徴収及び歳出の支出に関する事務を委託した。

令和8年6月2日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- |   |             |                              |
|---|-------------|------------------------------|
| 1 | 名 称         | 株式会社ソラスト                     |
|   | 住所又は事務所の所在地 | 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟12階 |
|   | 徴収を委託した歳入   | 兵庫県病院事業に係る料金等                |
|   | 指 定 した 日    | 令和8年4月1日                     |
|   | 委 託 した 日    | 令和8年4月1日                     |
| 2 | 名 称         | 株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター     |
|   | 住所又は事務所の所在地 | 神戸市中央区伊藤町119番地               |
|   | 徴収を委託した歳入   | 兵庫県病院事業に係る料金等                |
|   | 指 定 した 日    | 令和8年4月1日                     |
|   | 委 託 した 日    | 令和8年4月1日                     |
| 3 | 名 称         | 株式会社ニチイ学館                    |
|   | 住所又は事務所の所在地 | 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地           |
|   | 徴収を委託した歳入   | 兵庫県病院事業に係る料金等                |
|   | 指 定 した 日    | 令和8年4月1日                     |
|   | 委 託 した 日    | 令和8年4月1日                     |
| 4 | 名 称         | 日本管財株式会社                     |
|   | 住所又は事務所の所在地 | 西宮市六湛寺町9番16号                 |
|   | 徴収を委託した歳入   | 兵庫県病院事業に係る料金等                |
|   | 指 定 した 日    | 令和8年4月1日                     |
|   | 委 託 した 日    | 令和8年4月1日                     |
| 5 | 名 称         | 大和建物サービス株式会社                 |
|   | 住所又は事務所の所在地 | 尼崎市御園町24 尼崎第一ビル5F            |
|   | 徴収を委託した歳入   | 兵庫県病院事業に係る料金等                |
|   | 指 定 した 日    | 令和8年4月1日                     |
|   | 委 託 した 日    | 令和8年4月1日                     |
| 6 | 名 称         | 弁護士法人ライズ総合法律事務所              |
|   | 住所又は事務所の所在地 | 東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階 |

- 徴収を委託した歳入 兵庫県病院事業に係る料金等  
 指 定 し た 日 令和8年4月1日  
 委 託 し た 日 令和8年4月1日  
 7 名 称 株式会社ソラスト  
 住所又は事務所の所在地 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟12階  
 支出を委託した歳出 兵庫県病院事業に係る料金等の還付金  
 指 定 し た 日 令和8年4月1日  
 委 託 し た 日 令和8年4月1日  
 8 名 称 株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター  
 住所又は事務所の所在地 神戸市中央区伊藤町119番地  
 支出を委託した歳出 兵庫県病院事業に係る料金等の還付金  
 指 定 し た 日 令和8年4月1日  
 委 託 し た 日 令和8年4月1日  
 9 名 称 株式会社ニチイ学館  
 住所又は事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地  
 支出を委託した歳出 兵庫県病院事業に係る料金等の還付金  
 指 定 し た 日 令和8年4月1日  
 委 託 し た 日 令和8年4月1日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和8年6月2日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 永 田 秀 一

- 1 政治団体の設立の届出  
 その他の政治団体  
 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上脇こうへい後援会	上 脇 康 平	斉 藤 治 正	姫路市飾磨区中島1丁目27番地 地ミーツハウスUOE201号	令和8年3月24日
木下清仁後援会	岸 本 博 光	上 田 満	加古川市尾上町安田657	令和8年3月18日
関口ゆたか後援会	関 口 裕	関 口 裕	神崎郡神河町山田870	令和8年3月17日
竹内文彦後援会	竹 内 文 彦	竹 内 文 彦	高砂市米田町米田1000-28	令和8年3月30日
田中幸典後援会	田 中 幸 典	田 中 智 子	加東市天神308番地	令和8年3月3日
田村栄子後援会	田 村 栄 子	田 村 栄 子	佐用郡佐用町横坂76番地1	令和8年3月6日
地域から加古川を元気にする会	田 中 康 弘	田 中 康 弘	加古川市尾上町今福558-1	令和8年3月18日
西垣秀昭後援会	西 垣 秀 昭	西 垣 秀 昭	豊岡市但東町栗尾931	令和8年3月23日
のせそう市後援会	野 瀬 惣 市	野 瀬 惣 市	たつの市龍野町堂本50番地3 ロワイヤル本竜野式番館603	令和8年3月23日

播磨創生の会	菊川雄太	菊川結貴	高砂市阿弥陀町魚橋1114-4	令和8年3月24日
山直会	山本直人	小林慎一	たつの市誉田町誉106	令和8年3月2日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
参政党兵庫第1支部	三宅恭平	会計責任者の氏名	新	村田紀久枝	令和8年3月11日
			旧	重松慶子	
参政党兵庫第9支部	小浜安代	主たる事務所の所在地	新	南あわじ市市福永452-14	令和8年2月26日
			旧	明石市大久保町ゆりのき通1-2-2-1-1605	
自由民主党浜坂支部	池田宜広	会計責任者の氏名	新	千代英徳	令和8年3月17日
			旧	菅原美栄子	
自由民主党一宮支部	池上明憲	主たる事務所の所在地	新	淡路市高山乙515-2	令和8年2月18日
			旧	淡路市江井2995	
		代表者の氏名	新	池上明憲	
			旧	河野さかゑ	
		会計責任者の氏名	新	長瀬雅宏	
			旧	山口かず子	
自由民主党兵庫県衆議院選挙区第十一支部	山田基靖	主たる事務所の所在地	新	姫路市北条永良町55	令和8年2月24日
			旧	姫路市東延末2丁目30	
		会計責任者の氏名	新	森田晃弘	令和8年3月1日
			旧	澤田巧	
中道改革連合兵庫県第5区総支部	川戸康嗣	主たる事務所の所在地	新	三田市上井沢56-3	令和8年3月17日
			旧	神戸市中央区下山手通4-6-10-201	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
IHI労働組合連 合会相生政治活動 委員会	薦田弘幸	会計責任者の氏名	新	祐延和広	令和8年3月31日
			旧	稲谷武喜	
明日を語る会	六田 翔	代表者の氏名	新	六田 翔	令和8年1月15日
			旧	大庫英介	
		会計責任者の氏名	新	山本晴也	
			旧	久村良太	
家田ゆうきと丹波 の未来を創る会	野村佳孝	主たる事務所の所在地	新	丹波市春日町黒井 1965	令和8年3月30日
			旧	丹波市春日町黒井442 -1杉の下コーポ105	
いちのせ剛後援会	津野公男	主たる事務所の所在地	新	尼崎市西本町8-340	令和7年9月1日
			旧	尼崎市上ノ島町2- 7-7	
内海あきら後援会	内海篤史	主たる事務所の所在地	新	宍粟市山崎町須賀沢 380	令和8年3月31日
			旧	宍粟市山崎町須賀沢 1155-3	
おおつか公彦後援 会	大塚公彦	会計責任者の氏名	新	大塚美代子	令和8年3月12日
			旧	大塚真樹子	
かわとやすし後援 会	川戸康嗣	政治団体の名称	新	かわとやすし後援会	令和8年3月17日
			旧	川戸康嗣後援会	
		国会議員関係政治団 体の区分	新	国会議員関係政治団 体以外の政治団体	令和7年12月7日
			旧	法第19条の7第1項 第1号及び第2号に 係る国会議員関係政 治団体	
			新	法第19条の7第1項 第1号及び第2号に 係る国会議員関係政 治団体	令和8年1月20日
			旧	国会議員関係政治団 体以外の政治団体	

		公職の種類(第1号)	新	参議院議員	令和7年2月20日			
			旧	衆議院議員				
			新	衆議院議員	令和8年1月20日			
			旧					
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	新	川戸 康嗣、参議院議員	令和7年2月20日			
			旧	川戸 康嗣、衆議院議員				
			新	川戸 康嗣、衆議院議員	令和8年1月20日			
			旧					
木戸さだかず後援会	西川 泰 央	代表者の氏名	新	西川 泰 央	令和8年3月25日			
			旧	藤本 正 己				
		会計責任者の氏名	新	木戸 里 奈				
			旧	堀井 祥 平				
近畿税理士政治連盟兵庫県第3支部連合会	古 林 將 史	主たる事務所の所在地	新	尼崎市長洲中通1-12-65古林將史税理士事務所内	令和8年3月23日			
			旧	西宮市甲風園2丁目11-20K'Zビル小塩明税理士事務所内				
		代表者の氏名	新	古 林 將 史				
			旧	小 塩 明				
		会計責任者の氏名	新	山 根 博				
			旧	細 川 雄 介				
		近畿税理士政治連盟兵庫県第4支部連合会	春 名 毅	会計責任者の氏名		新	毛 利 進 士	令和7年9月2日
						旧	藤 岡 昌 平	
高菱政治活動委員会	前 田 健 吾	代表者の氏名	新	前 田 健 吾	令和8年3月5日			
			旧	山 田 貴 之				
		会計責任者の氏名	新	長 渕 義 人				
			旧	森 田 大 輔				

山特鋼が地域とともに発展する会	大野和宏	代表者の氏名	新	大野和宏	令和8年3月4日
			旧	筒井秀樹	
		会計責任者の氏名	新	斉藤治正	
			旧	中島朗雄	
赤藤たくや後援会事務所	赤藤琢哉	代表者の氏名	新	赤藤琢哉	令和8年3月18日
			旧	赤藤緑	
		会計責任者の氏名	新	赤藤琢哉	
			旧	赤藤緑	
高橋としえ会	中尾富美江	主たる事務所の所在地	新	神戸市西区王塚台2丁目76-310	令和8年2月25日
			旧	神戸市西区玉津町出合285-2	
		代表者の氏名	新	中尾富美江	
			旧	角昇	
高橋みつひろ会	中尾富美江	主たる事務所の所在地	新	神戸市西区王塚台2丁目76-310	令和8年2月25日
			旧	神戸市西区玉津町出合285-2	
		代表者の氏名	新	中尾富美江	令和8年2月25日
			旧	角昇	
田中やすひろ後援会	田中康弘	政治団体の名称	新	田中やすひろ後援会	令和8年3月16日
			旧	田中康弘後援会	
チームKOBewith	谷岡洋二	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区加納町2-4-10水木ビルディング601盛山正仁事務所内	令和8年3月17日
			旧	神戸市中央区割塚通5丁目2-1	
		代表者の氏名	新	谷岡洋二	
			旧	中村寛三	
		会計責任者の氏名	新	内藤敬也	
			旧	唐津陽子	

つばきよしこ後援会	鏝木良子	代表者の氏名	新	鏝木良子	令和8年3月12日
			旧	藤原健博	
		会計責任者の氏名	新	鏝木良子	
			旧	掘井健智	
なんのゆうこを応援する会	南野裕子	会計責任者の氏名	新	南野裕子	令和7年4月1日
			旧	森晶朗	
兵庫県介護障害福祉事業者政治連盟	成徳明伸	主たる事務所の所在地	新	川西市けやき坂2-62-22	令和8年3月18日
			旧	宝塚市旭町三丁目9番1号	
		代表者の氏名	新	成徳明伸	
			旧	森剛士	
兵庫県商工政治連盟	藤井信孝	会計責任者の氏名	新	今井良広	令和7年5月30日
			旧	幸田徹	
平野章三後援会	平野隆嗣	主たる事務所の所在地	新	兵庫県神戸市垂水区本多聞7丁目12-6	令和8年3月18日
			旧	兵庫県神戸市垂水区星陵台5丁目1-25	
福田嗣久後援会	藤田明治郎	代表者の氏名	新	藤田明治郎	令和7年10月1日
			旧	奥田清喜	
藤本たけあきと市川町の未来を考える会	藤本壮啓	代表者の氏名	新	藤本壮啓	令和8年3月2日
			旧	藤本敏昭	
		会計責任者の氏名	新	藤本壮啓	
			旧	藤本覚	
前野ふみたか後援会	前野幸子	代表者の氏名	新	前野幸子	令和8年3月27日
			旧	中田孝一	
		会計責任者の氏名	新	前野幸子	
			旧	渡辺厚子	
水田裕一郎後援会	水田裕一郎	会計責任者の氏名	新	水田順子	令和8年3月5日
			旧	廣瀬嘉昭	
森下恒夫後援会	和田政夫	会計責任者の氏名	新	石田誠	令和8年3月23日
			旧	竹森寛	
森田たき子後援会	飯塚英明	代表者の氏名	新	飯塚英明	令和8年3月1日
			旧	井上好信	

やねたに敦子後援会	藤田明美	会計責任者の氏名	新	藤田明美	令和8年3月31日
			旧	井上愛	
山田もとやす後援会	山田基靖	会計責任者の氏名	新	森田晃弘	令和8年3月1日
			旧	山田基靖	

3 政治団体の解散の届出  
その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
尼崎市政の未来	伊藤千春	令和8年3月3日
上崎かつのり後援会	上崎勝規	令和8年3月18日
ええやん明石後援会	和田吉一	令和8年3月31日
太田昭宏と新温泉町の未来を語る会	岡森且哉	令和8年3月1日
大畑一千代後援会	大畑一千代	令和8年3月23日
加古郡を愛する会	松本光雄	令和7年12月31日
河井まさひと後援会	河井正人	令和8年3月31日
小西隆紀後援会	小西隆紀	令和8年3月27日
阪本はるよし後援会	西村徳二	令和7年10月31日
笹田守後援会	大木清史	令和8年3月25日
重本しずお後援会	田原稔	令和7年12月1日
シルバー新党あさご	横尾正信	令和8年3月31日
高岡みつこと猪名川町のこれからを考える会	住野敦浩	令和8年3月31日
チェンジを求める市民会議	稲山易二	令和8年3月24日
つづき徳昭とあゆむ会	中島義典	令和7年11月1日
中井勝後援会	中井康人	令和7年10月31日
のもと利明後援会	野本利明	令和8年3月16日
服部よしひろ後援会	梶原孝信	令和7年12月31日
藤本邦彦後援会	藤本邦彦	令和7年10月1日
ふじもり誠後援会	藤森誠	令和8年3月22日
松井ただし後援会	水田喜彦	令和8年2月28日
松岡光子後援会	中西美保子	令和8年3月1日
三原だいき後援会	三原明美	令和8年3月24日
みんなのいたみ	並木隆	令和8年3月23日
山下たかし後援会	山下隆志	令和8年3月9日
吉尾豊とまちづくりをする会	吉尾豊	令和6年3月31日



**兵庫県選挙管理委員会告示第42号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

令和8年6月2日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田 秀一

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
山口 純	福崎町長	山口純の後援会	神崎郡福崎町高岡146番地1	令和8年3月19日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
田中 康弘	田中やすひろ後援会	政治団体の名称	新	田中やすひろ後援会	令和8年3月16日
			旧	田中康弘後援会	

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
藤森 誠	ふじもり誠後援会	令和8年3月22日

**警察本部公告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月2日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 小西 康弘

1 調達内容

- (1) 件名  
令和8年度パーソナルコンピュータ1,280式賃貸借
- (2) 契約内容  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和8年12月4日（金）
- (4) 賃貸借期間  
令和9年1月1日（金）から令和15年12月31日（土）まで
- (5) 納入場所  
仕様書のとおり
- (6) 入札方法  
前記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 古川  
電話 (078) 341-7441 内線2217

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和8年6月2日（火）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和8年7月14日（火）午前10時00分 兵庫県警察本部11階会計課別室

- (4) 入札書の提出期限  
前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年7月13日（月）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和8年7月10日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）に基づき免除する場合がある。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和8年6月16日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年7月21日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1の(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Konishi Yasuhiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Personal Computer 1,280 sets (leasing contract)

(3) Lease period:

From January 1, 2027 through December 31, 2033

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 16, 2026

(6) Deadline for tender:

17:00 July 13, 2026 by mail

10:00 July 14, 2026 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Furukawa, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2217



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年6月2日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小西 康弘

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
兵庫県警察ネットワーク機器等一式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年5月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所  
神戸市中央区御幸通8丁目1番6号
- 5 落札金額  
1,048,971,924円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年4月10日

**正 誤**

○令和6年8月27日付け（兵庫県公報第544号）  
兵庫県告示第815号（景観遺産の登録）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
10	下から8	旧豊岡貯蓄銀行	旧但馬貯蓄銀行